

アイヌの人々の 人権相談

主催：旭川地方法務局



法務局では、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための取組をしています。

秘密厳守

個別相談

無料

日時 令和8年11月10日(火)

13時～16時

場所 旭川市民生活館（緑町15丁目）

相談員 旭川地方法務局職員・人権擁護委員

相談内容 人権に関する悩みをお受けします。

学校や職場における問題

インターネット上の書き込み など

その他 予約不要

Q1 法務局では、相談を受けてどんなことをしてくれるの？

A1 法務局では、被害者から申し出があれば、人権侵害の有無を確認する為の調査を行い、必要な措置を講じます。

※法務局の調査は、関係者の協力による任意のものであり、強制的な調査ではありません。

Q2 インターネット上で受けた誹謗中傷についても、相談できるの？

A2 相談できます。法務局では、相談者の意向に応じて、相談者によるプロバイダへの削除依頼方法等の助言を行います。なお、被害者が法務局による削除要請を希望する場合には、被害者自身が、来館し、印刷した対象情報(URLを特定できるもの)及び被害者の顔写真入りの身分証明書(運転免許証等)を持参していただきますようお願いします。

